ブレイルセンスセブンプロ日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区草薙一丁目19番11号
ブレイルセンスセブンベーシック日本語版	有限会社エクストラ	静岡県静岡市清水区草薙一丁目19番11号
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（削る）	（削る）	（削る）
（略）	（略）	（略）
清華ｍｉｎｉ16Ｐｌｕｓ	株式会社日本テレソフト	東京都杉並区桃井二丁目１番３号

（新設）	（新設）	（新設）
（新設）	（新設）	（新設）
オービット20標準パック	株式会社アメディア	東京都練馬区豊玉上一丁目15番６号第10秋山ビル１階
清華ｍｉｎｉＰｌｕｓ	株式会社日本テレソフト	東京都杉並区桃井二丁目１番３号
清華ｍｉｎｉ24Ｐｌｕｓ	株式会社日本テレソフト	東京都杉並区桃井二丁目１番３号
（略）	（略）	（略）
（新設）	（新設）	（新設）

○金融庁告示第十一号

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第七十号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後	改正前
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和七年十月十六日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。	財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第一条第三項に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準は、公益財団法人財務会計基準機構（平成十三年七月二十六日に財団法人財務会計基準機構という名称で設立された法人をいう。）が設置した企業会計基準委員会において作成が行われた企業会計の基準であって、令和六年九月十三日までに企業会計基準委員会の名において公表が行われた別表に掲げるものとする。
別表	**別表**

号数	表題
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
企業会計基準第37号	期中財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第38号	「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正

号数	表題
［同左］	
企業会計基準第33号	中間財務諸表に関する会計基準
［同左］	

［項を加える。］

［項を加える。］